

広島県告示第七百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十五条において準用する生活保護法第四十九条の規定によつて、同法による施術を担当する者として、次のものを指定した。

平成二十一年八月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

濱田 豊	氏 名				
広島市中区光南一丁目一番五号	住 所				
新生整骨院 宮島店	名 称	施 術 所			
廿日市物見西一丁目一三番一四号	所 在 地				
柔道整復	種 業 務 類 の				
平成二十一年 六月一日	指 定 年 月 日				